

ちがさき 暮らしの情報



◆申込欄に詳細がないものは問合へ☎(市役所は☎(82)1111・来庁(来館・来所)で開庁(開館・開所)時間内に申し込み
明記のないものは
●持ち物はお問い合わせください ●費用は無料

凡例 ☎電話 ☒ファクス ☒電子メール ☒ホームページ
(☎・☒に局番がないものは、全て市内(0467))

～12時
場所 ①小和田公民館②③消防署北棟
内容 心肺蘇生法、AEDの使用法他
対象 市内在住・在勤・在学で①②中学生以上の方25人
③中学生以上の女性25人(いずれも申込制(先着))
申込 ①7月19日(木)～8月12日(日)に小和田公民館☎(85)8755
へ②7月23日(月)～8月17日(金)③8月1日(水)～24日(金)に
いずれも☎で消防署消防指導課へ
ほか 受講者には修了証を発行
問合 消防指導課消防指導担当☎(85)4594

第2回危険物取扱者試験
日時 9月9日(日)(時間は受験科目により異なる)
場所 神奈川大学(横浜市神奈川区)
申込 7月23日(月)～8月6日(月)(消印有効)に申込書(市役所
予防課、消防署各出張所で配布中)を〒231-0015
横浜市中区尾上町5-80神奈川中小企業センタービル
7階一般財団法人消防試験研究センター神奈川
県支部試験係へ(7月20日(金)～8月6日に消防試験研
究センター☎も可)
ほか 費用甲種6500円、乙種4500円、丙種3600円
問合 予防課危険物担当、消防試験研究センター神奈川
県支部☎045(633)5051

宿泊の際は防火安全基準を満たした「適マーク」がある施設を
「適マーク」は地上3階建て以上、収容人員30人以上
のホテル・旅館などからの申請により、消防機関が審
査し、防火安全に関する基準に適合した宿泊施設に交
付されるものです。このマークを基準に宿泊施設を選
ぶことで、安心して施設を利用できます。
問合 予防課査察指導担当

STOP!こんろ火災
住宅火災で最も多いのは「こんろ」が原因による火災
です。使用中に「放置する」が多くみられます。また、
死傷者が発生した住宅火災では、調理中にこんろの火
が服に着火した火災(着衣着火)も多発しています。
〈こんろ火災を防ぐポイント〉○調理中に離れない○周りに
燃えやすい物を置かない○安全機能付きを使用○換気
扇やこんろ周りの壁、魚グリルなどは定期的に清掃
〈着衣着火を防ぐポイント〉○上や奥にある物などを取
るときは火を消す○火が鍋などの底からはみ出さない
ように火力を調節○防災製品のエプロンなどを使用
問合 予防課予防担当

花火は以下のルールを守って安全に楽しもう
○花火の注意事項を守る○人や家に向けない。衣服
に火がつかないように注意○風の強い日はやらない○
水の入ったバケツを用意し、遊び終わったら完全に消
火○子どもたちだけでは遊ばない○複数の花火に一度
に火をつけない○正しい位置に正しい方法で点火○吹
き出し、打ち上げなどの筒状の花火は、途中で火が消

えても筒をのぞかない○ほぐして遊ぶことは絶対にし
ない
問合 予防課予防担当

保険・年金・税金

固定資産税 第2期分の納期限は7月31日(火)
金融機関での納付に加え、コンビニエンスストアで
の納付(バーコード付きの納付書に限る)やペイジー(金
融機関のATMやインターネット・モバイルバンキング)
と口座振替による納付ができます。○ペイジー収納に
対応する金融機関は、市☎に掲載しています。納付方
法の詳細は各金融機関にお問い合わせください○口座
振替は、各納期限の2か月前までに金融機関にお申し
込みください。

問合 収納課総務担当・納税担当
国保の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ
現在お持ちの「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(火)までとなります。引き続き認定を受ける場合は、8月1日(水)から市役所保険年金課、小出支所、各出張所で申請を受け付けます。手続きの際は、国民健康保険被保険者証、マイナンバー確認書類(世帯主と認定証が必要な被保険者)、現在の認定証を持参してください。
問合 保険年金課給付担当

固定資産税減額制度
①認定長期優良住宅②既存住宅の改修
〈①認定長期優良住宅〉住宅のうち、認定長期優良住宅の認定を受けた家屋は、固定資産税の減額措置が2年間延長されます。
〈②既存住宅の改修〉既存住宅の改修工事(熱損失防止(省エネ)改修工事、高齢者等居住(バリアフリー)改修工事、耐震改修適合住宅工事)を行ったときに、一定の要件を満たしていると、固定資産税が減額されます。
申込 ①2019年1月31日(木)まで②改修工事完了後3か月以内
ほか 提出書類と申込期限あり。詳細は市☎参照
問合 資産税課家屋評価担当

国民健康保険高齢受給者証の送付
国民健康保険に加入している7月2日(月)～8月1日(水)に70歳の誕生日を迎える方と、70歳～74歳の方へ7月25日(水)に高齢受給者証を発送します。8月1日以降に保険医療機関などで受診するときは、保険証とともに窓口にて提示してください。なお、有効期限の切れた高齢受給者証は、8月1日以降、市役所保険年金課、小出支所、各出張所、各市民窓口センターに返却するか、各自の責任で廃棄処分してください。
問合 保険年金課給付担当

国民年金保険料の免除・納付猶予制度
第1号被保険者(20歳～60歳未満の自営業者、農業・

漁業者、学生および無職の方など)で保険料の納付が困難な場合、市役所保険年金課に申請書を提出し、日本年金機構で承認を受けると、保険料が免除または猶予されます。免除の場合は、申請者と配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定の基準以下であることが必要です。納付猶予の場合は、申請者と配偶者それぞれの前年所得が審査対象となります。退職(失業)などを理由とした特例免除制度もあります。申し込みには、年金手帳、印鑑(朱肉を使用するもの)、離職票、雇用保険受給資格者証などを持参してください。なお、免除と納付猶予は申請時点から原則2年1か月前までさかのぼって手続きできます。
問合 藤沢年金事務所☎0466(50)1151、保険年金課年金担当

市民参加・市民活動

無作為に選ばれた市民が話し合う「市民討議会」の傍聴

日時 7月29日(日)10時～16時30分
場所 市役所本庁舎会議室1～5
内容 市民討議会「シェアしよう!ちがさき市民の人の和・やさしさ・あたたかさ～もやもや気分もポジティブチェンジできる地域づくりへ～」
問合 「市民討議会」実行委員会(市民自治推進課内)

2019年度協働推進事業の実施に向けた制度説明会

日時 8月6日(月)18時～20時
場所 市役所本庁舎会議室1
申込 7月31日(火)までに☎で(団体名、氏名・電話番号を記入し、〒253-8686茅ヶ崎市役所市民自治推進課へまたは☒shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jpも可)
ほか 説明会以外の相談は随時受付
問合 市民自治推進課協働推進担当

市みどり審議会委員を募集

人数 1人
対象 市内在住・在勤・在学の方(他の審議会などの公募委員を除く)
内容 茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定や変更、当該計画の調査・審議・答申
任期 9月から2年間
会議 年4回程度(原則平日昼間)
報酬 日額1万円
申込 7月17日(火)～8月16日(木)(必着)に申込書(市役所景観みどり課・市政情報コーナー、小出支所、各出張所、市民窓口センターで配布中。市☎で取得も可)を〒253-8686茅ヶ崎市役所景観みどり課へ
問合 景観みどり課みどり担当

市地域情報化計画中間評価アンケート
8月15日(水)までに回答を

市の情報化を推進する「茅ヶ崎市地域情報化計画」は今年度で中間評価を行います。市の情報化施策を(5面へ続く)

市と協働して 効果的な事業展開 協働推進事業を公募

協働推進事業は、多様化する市民ニーズや複雑化する地域課題に対応するため、市と市民活動団体等が互いの特性を生かして取り組む事業です。みなさんからの提案をお待ちしています。
【市民自治推進課協働推進担当】

市民提案型協働推進事業

市民活動団体等がテーマを設定し、その課題の解決を目指す事業企画を自ら提案する事業。
応募には「市民活動団体等と行政の協働に向けた意見交換会」への参加が必須です。
日付 9月6日(木)・8日(土)・11日(火)・14日(金)
申込 8月20日(月)までに申込書(市民活動サポートセンターで配布中。市民活動サポートセンター☎で取得も可)を〒253-0041茅ヶ崎3-2-7市民活動サポートセンターへ。
詳細は市☎参照、または☎で
【ちがさき市民活動サポートセンター ☎(88)7546】



ご意見を お寄せください パブリックコメントを実施

〈資料配布〉市役所担当課、市内公共施設、市☎
〈意見の取り扱い〉個別の回答や意見内容以外の個人情報公表はいたしません

茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部改正の考え方(素案)について

市では、個人情報の保護に関する法律や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、改正作業を進めています。このたび、条例の改正についての考えをとりまとめました。
期間 7月26日(木)～8月24日(金)
公表 10月
応募 郵送(〒253-8686茅ヶ崎市役所行政総務課)、☎(87)8118、資料配布場所、市☎で
問合 行政総務課市政情報担当

茅ヶ崎市景観計画(改定素案)

本市の良好な景観形成を図るため策定された景観計画について、目標期間である10年が経過したため、見直しを行い、改定素案をとりまとめました。
期間 7月18日(水)～8月17日(金)
公表 2019年1月(予定)
応募 郵送(〒253-8686茅ヶ崎市役所景観みどり課)、☎(57)8377、資料配布場所、市☎で
ほか 7月20日(金)19時～、7月21日(土)10時～市役所分庁舎5階E会議室で意見交換会を実施
問合 景観みどり課景観担当